

岡山県公報		発行 岡山県			
目次		担当課（室）		目次	
【規則】 ○ 岡山県おかやま旧日銀ホール条例施行規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県天神山文化プラザ条例施行規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県笠岡陸上競技場条例施行規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県事務処理規則等の一部を改正する規則 ○ 岡山県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県農林水産総合センター条例施行規則の一部を改正する規則 【告示】 ○ 工作物の設置を目的として土地を使用する場合の使用料の額の一部改正 ○ 岡山県土木関係手数料徴収条例に基づき知事が定める建築物エネルギー消費性能基準等の一部改正 （以上県例規集登載）		文化振興課 〃 スポーツ振興課 生活衛生課 労働雇用政策課 農政企画課 財産活用課 建築指導課		【教育委員会】 ○ 岡山県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則 （県例規集登載）	
		教育委員会		担当課（室）	

◎岡山県規則第二十七号

岡山県おかやま旧日銀ホール条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県おかやま旧日銀ホール条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県おかやま旧日銀ホール条例施行規則（平成十六年岡山県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

別表ホールの項中「三、七六〇円」を「三、八〇〇円」に改め、同表芸術・文化ワークルームの項中「一、一五〇円」を「一、一六〇円」に、「八三〇円」を「八四〇円」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第二十八号

岡山県天神山文化プラザ条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県天神山文化プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県天神山文化プラザ条例施行規則（平成十七年岡山県規則第百十四号）の一部を次のように改正する。

第十条の表中「一、八三〇円」を「一、八五〇円」に、「一、〇一〇円」を「一、〇二〇円」に、「一、四二〇円」を「一、四三〇円」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第二十九号

岡山県笠岡陸上競技場条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県笠岡陸上競技場条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県笠岡陸上競技場条例施行規則（平成十六年岡山県規則第百十二号）の一部を次のように改正する。

別表の三の表写真判定室の項中「四四〇円」を「四五〇円」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第三十号

岡山県事務処理規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県事務処理規則等の一部を改正する規則

(岡山県事務処理規則の一部改正)

第一条 岡山県事務処理規則(昭和四十四年岡山県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三生活衛生課の部9の項中「第71条,」の下に「食品衛生法施行条例の一部を改正する経過(令和2年岡山県条例第21号)による改正前の」を加える。

(食品衛生法施行細則の一部改正)

第二条 食品衛生法施行細則(昭和四十八年岡山県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第九条第九号中「条例」を「食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(令和二年岡山県条例第二十一号)附則第二項の規定により食品衛生法の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十六号)附則第五条の規定による同法第一条の規定による改正前の食品衛生法第五十条第二項の規定により定められた基準とされた同条例による改正前の条例第二条の規定による同条例」に改める。

様式第十二号中「食品衛生法施行条例(平成12年岡山県条例第37号)」を「食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(令和2年岡山県条例第21号)附則第2項の規定により食品衛生法の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)附則第5条の規定による同法第1条の規定による改正前の食品衛生法(昭和22年法律第233号)第50条第2項の規定により定められた基準とされた同条例による改正前の食品衛生法施行条例(平成12年岡山県条例第37号)第2条の規定による同条例」に改める。

(岡山県ふぐ処理等規制条例施行規則の一部改正)

第三条 岡山県ふぐ処理等規制条例施行規則(平成二十七年岡山県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二号中「別表第一の第一の四の1」を「別表の第一の三の1」に、「別表第三の第一の三の2」を「別表の第一の三の2」に改める。

附 則

令和2年3月24日 岡山県公報 号外

(施行期日)

1 この規則は、令和二年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の食品衛生法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、
所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第三十一号

岡山県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

第一条 岡山県立職業能力開発校規則（昭和四十四年岡山県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条」を「。第十一条において「条例」という。」第九条」に改める。

第七条中「第十七条」を「第十八条」に改める。

第十九条を第二十条とし、第十八条を第十九条とする。

第十七条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第十八条とし、第十六条を第十七条とする。

第十五条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第十六条とする。

第十四条（見出しを含む。）中「ほう賞」を「褒賞」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条第二項中「第十五条」を「第十六条」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条第二項中「こえて」を「超えて」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

（入校選考料の減免申請）

第十一条 条例第七条の規定により入校選考料の減免を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより申請しなければならない。

第二条 岡山県立職業能力開発校規則の一部を次のように改正する。

第一条中「第十一条」を「以下この条及び第十二条」に、「第九条の規定により、」を「第六条第三項の規定により」に、「の訓練科」を「の授業料の徴収に関し、並びに条例第十条の規定により能力開発校の訓練科」に改める。

精密機械科	二年	四月
-------	----	----

第二条第一項の表中

環境設備工学科	同
溶接科	一年
	同

を

環境設備工学科	二年	四月
機械加工科	一年	同
溶接科	同	同

に、「木造建築科」を「木造

建築・再生科」に、

自動車工学科	二年	四月
--------	----	----

を

自動車整備工学科	三年	四月
自動車工学科	二年	同

に改める。

第七条中「第十八条」を「第十九条」に改める。

第二十条を第二十一条とし、第十五条から第十九条までを一条ずつ繰り下げる。

第十四条第二項中「第十六条」を「第十七条」に、「訓練生」を「訓練生及び第十条に規定する納期限後十日を経過してもなお授業料を納付しない訓練生」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とする。

第十一条の見出し中「入校選考料」を「授業料等」に改め、同条中「第七条」を「第八条」に、「入校選考料」を「同条に規定する授業料等」に改め、同条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

（授業料の納付）

第十一条 授業料は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに

納付しなければならない。

- 一 前期分 五月三十一日まで
- 二 後期分 十一月三十日まで

第三条 岡山県立職業能力開発校規則の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中

自動車整備工学科	自動車整備工学科
二年	三年
同	四月

を

自動車整備工学科

三年

四月

に改める。

第四条 岡山県立職業能力開発校規則の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中

自動車整備工学科	自動車整備工学科
一年	三年
同	四月

を

自動車車体整備科

一年

同

自動車整備工学科

三年

四月

に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 令和二年四月一日
- 二 第三条の規定 令和四年四月一日
- 三 第四条の規定 令和五年四月一日

◎岡山県規則第三十二号

岡山県農林水産総合センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県農林水産総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県農林水産総合センター条例施行規則（平成二十二年岡山県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第四十条第二項中「納付期日後」を「納期限後」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、条例第十三条第三項の規定により授業料の減免を受けようとする者に係る授業料の納期に関し必要な事項は、校長が別に定める。

第四十二条を次のように改める。

（休学した者に係る授業料の免除等）

第四十二条 休学した者については、条例第十三条第三項ただし書の規定により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の授業料を免除する。ただし、復学した日の属する月以後については、この限りでない。

一 休学した者が大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号。以下この条において「法」という。）第八条第一項の授業料等減免対象者（次項において「授業料等減免対象者」という。）である場合 休学した日の属する学期後の授業料及び当該日の属する学期の授業料のうち当該日に休学しなかったとしたならば法第八条第一項の規定により減免を受けるべきであった授業料の額に相当する額

二 その他の場合 休学した日の属する学期後の授業料の額に相当する額

2 復学した者の復学した日の属する学期の授業料については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。

一 休学前に授業料等減免対象者であった場合 授業料の年額の十二分の一に相当する額から法第八条第一項の規定により休学前に減免を受けていた額に相当する額を除いた額に、復学した日の属する月から復学した日の属する学期の最後の月までの月数を乗じて得た額

二 その他の場合 授業料の年額の十二分の一に相当する額に、復学した日の属する

令和2年3月24日 岡山県公報 号外

月から復学した日の属する学期の最後の月までの月数を乗じて得た額を徴収する。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

令和2年3月24日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第百六十号

平成二十一年岡山県告示第百十八号（工作物の設置を目的として土地を使用する場合の使用料の額）の一部を次のように改正する。

令和二年三月二十四日

表中備考以外の部分を次のように改める。

岡山県知事 伊原木 隆太

使用物件							単位		使用料
道路法（昭和二十七年法律第百八十号。以下「法」という。）第三十二条第一項第一号に掲げる工作物							第一級地	第二級地	
第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電話柱	第二種電話柱	第三種電話柱	その他の柱類			
一本につき一年	一、七〇〇円	二、六〇〇円	三、五〇〇円	一、五〇〇円	二、四〇〇円	三、四〇〇円			
一、七〇〇円	七三〇円	一、一〇〇円	一、五〇〇円	六五〇円	一、〇〇〇円	一、四〇〇円			
五二〇円	七九〇円	一、一〇〇円	四六〇円	七三〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円			
第四級地	第五級地	第三級地	第二級地	第一級地	一、五〇〇円	六五〇円	四六〇円	三八〇円	三四〇円

令和2年3月24日 岡山県公報 号外

										法第三十二条 第一項第二号 に掲げる物件				
共架電線その他上空に設ける線類		地下に設ける電線その他の線類		地上に設ける変圧器		地下に設ける変圧器		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		郵便差出箱及び信書便差出箱	広告塔	その他のもの	外径が〇・〇七メートル未満のもの	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの
長さ一メートルにつき一年		一個につき一年		使用面積一平方メートルにつき一年		一個につき一年		表示面積一平方メートルにつき一年		使用面積一平方メートルにつき一年		長さ一メートルにつき一年		つき一年
一五円	九円	一、五〇〇円	九二〇円	三、一〇〇円	一、三〇〇円	二五、〇〇〇円	三、一〇〇円	二五、〇〇〇円	一、三〇〇円	三、一〇〇円	六四円	九二円	九二円	六四円
七円	四円	六四〇円	三九〇円	一、三〇〇円	五五〇円	四、三〇〇円	一、三〇〇円	四、三〇〇円	五五〇円	一、三〇〇円	二七円	三九円	三九円	二七円
五円	三円	四五〇円	二七〇円	九一〇円	三八〇円	一、九〇〇円	九一〇円	九一〇円	三八〇円	九一〇円	一九円	二七円	二七円	一九円
四円	二円	三七〇円	二三〇円	七六〇円	三二〇円	九六〇円	七六〇円	七六〇円	三二〇円	七六〇円	一六円	二三円	二三円	一六円
三円	二円	三三〇円	二〇〇円	六八〇円	二八〇円	六七〇円	六八〇円	六八〇円	二八〇円	六八〇円	一四円	二〇円	二〇円	一四円

法第三十二条 第一項第五号 に掲げる施設		地下街及び地下室	法第三十二条第一項第三号及び第四号に掲げる施設								
				外径が一メートル以上のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	
階数が二のもの			使用面積一平方メートルにつき一年								
階数が一のもの											
				一、八〇〇円	九二〇円	六四〇円	三七〇円	二八〇円	一八〇円	一四〇円	
				七八〇円	三九〇円	二七〇円	一六〇円	一二〇円	七八円	五九円	
				五五〇円	二七〇円	一九〇円	一一〇円	八二円	五五円	四二円	
				四五〇円	二三〇円	一六〇円	九一円	六八円	四五円	三四円	
				四一〇円	一一〇円	一四〇円	八一円	六一円	四二円	三〇円	
Aに〇・〇〇五を乗じて得た額				三、一〇〇円	一、三〇〇円	九一〇円	七六〇円	六八〇円			
Aに〇・〇〇八を乗じて得た額											

令和2年3月24日 岡山県公報 号外

										階数が三以上のもの
上空に設ける通路			地下に設ける通路		その他のもの		祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		その他のもの	
旗ざお		標識	看板（アーチであるものを除く。）		その他のもの		祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		その他のもの	
祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの			その他のもの	一時的に設けるもの	その他のもの	使用面積一平方メートルにつき一月	使用面積一平方メートルにつき一日	使用面積一平方メートルにつき一月	使用面積一平方メートルにつき一日	一本につき一年
		二、四〇〇円	二五、〇〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	二五〇円	三、一〇〇円	七、六〇〇円	一三、〇〇〇円	
		一、〇〇〇円	四、三〇〇円	四三〇円	四三〇円	四三円	一、三〇〇円	一、三〇〇円	二、一〇〇円	
		七三〇円	一、九〇〇円	一九〇円	一九〇円	一九円	九一〇円	五六〇円	九三〇円	
		六一〇円	九六〇円	九六円	九六円	一〇円	七六〇円	二九〇円	四八〇円	
		五四〇円	六七〇円	六七円	六七円	七円	六八〇円	二〇〇円	三三〇円	

令和2年3月24日 岡山県公報 号外

設		令第七号第八号に掲げる施設	令第七号第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設	用材料	令第七号第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事	令第七号第三号に掲げる施設	令第七号第二号に掲げる工作物					
								アーチ		幕（令第七号第四号に掲げる工事用施設であるものを除く。）		その他のもの
								その他のもの	車道を横断するもの	その他のもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	
上空に設けるもの		トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの			使用面積一平方メートルにつき一年		使用面積一平方メートルにつき一年	一基につき一月	その面積一平方メートルにつき一月	その面積一平方メートルにつき一日	一本につき一月	
Aに〇・〇二三を乗じて得た額		Aに〇・〇一一を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇一九を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	二五、〇〇〇円	二、五〇〇円	二五〇円	二、五〇〇円	
		Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇一九を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	四三〇円	四三〇円	四、三〇〇円	四三〇円	四三円	四三〇円	
		Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇一九を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	一九〇円	一九〇円	一九〇円	一、九〇〇円	一九〇円	一九円	一九〇円	
		Aに〇・〇一九を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	九六円	九六円	九六円	九六〇円	九六〇円	九六円	一〇円	九六円	
		Aに〇・〇二三を乗じて得た額	六七円	六七円	六七〇円	六七〇円	六七〇円	六七〇円	六七円	七円	六七円	

令第七条第十 一号に掲げる 応急仮設建築 物		令第七条第十 号に掲げる施 設及び自動車 駐車場	令第七条第九 号に掲げる施 設				
上空に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	その他のもの	建築物	その他のもの	建築物	その他のもの	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの
							階数が一のもの 階数が二のもの 階数が三以上のもの

Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇一一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇一一を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額
	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一一を乗じて得た額		Aに〇・〇一一を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額				
	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇一二を乗じて得た額		Aに〇・〇一二を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額				
	Aに〇・〇一九を乗じて得た額	Aに〇・〇一三を乗じて得た額		Aに〇・〇一三を乗じて得た額	Aに〇・〇一九を乗じて得た額				
	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額		Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額				

(施行期日)

(經過措置)

2 この告示の施行の際現に使用の許可を受けている行政財産である土地の使用に係る使用料については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料について特別の定めのある場合は、当該付款の定めるところによる。

	その他のもの				Aに○・○三三を乗じて得た額
令第七条第十二号に掲げる器具				Aに○・○三三を乗じて得た額	
令第七条第十三号に掲げる 施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに○・○一一を乗じて得た額	Aに○・○一四を乗じて得た額	Aに○・○一六を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに○・○一九を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額
	その他のもの				
Aに○・○三三を乗じて得た額					

◎岡山県告示第百六十一号

岡山県土木関係手数料徴収条例に基づき知事が定める建築物エネルギー消費性能基準等（平成二十八年岡山県告示第百七十二号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

第七条第一項中「第一条第一項第二号イ(2)及びロ(2)」を「第一条第一項第二号イ(3)及びロ(3)」に改め、同条第二項第二号中「基準（」の下に「同号イ(1)(ii)及びロ(1)に定める基準、同号イ(2)(ii)及びロ(2)に定める基準並びに」を加え、同条に次の一項を加える。

3 条例別表第十九の備考の知事が定める基準のうちモデル住宅法（条例第二条第一項第百七号の申請の場合に限る。）は、基準省令第一条第一項第二号イ(2)(i)及びロ(2)に定める基準とする。

第八条第一項中「第一条第一項第二号イ(2)及びロ(2)」を「第一条第一項第二号イ(3)及びロ(3)」に改め、同条第二項第三号中「基準（」の下に「同号イ(2)(i)及びロ(2)に定める基準並びに」を加え、同項第四号中「基準（」の下に「同項第二号イ(2)(i)及びロ(2)に定める基準並びに」を加え、同条に次の一項を加える。

3 条例別表第二十の備考の知事が定める基準のうちフロア入力法（条例第二条第一項第百七号の申請の場合に限る。）は、基準省令第一条第一項第二号イ(2)(ii)及びロ(2)に定める基準とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第七号

岡山県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を次のように定める。

令和二年三月二十四日

岡山県教育委員会

岡山県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年岡山県条例第六十一号）第七条に基づき、岡山県立学校の教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務量の適切な管理その他岡山県立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずる措置について定めることを目的とする。

(上限時間等)

第二条 岡山県立学校の教育職員が業務を行う時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第六条第三項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育委員会及び校長は、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

一 一箇月につき四十五時間

二 一年につき三百六十時間

2 前項の規定にかかわらず、岡山県立学校の教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育委員会及び校長は、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

一 一箇月につき百時間

二 一年につき七百二十時間

三 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において一箇月当たりの平均時間について八十時間

令和2年3月24日 岡山県公報 号外

四 一年のうち一箇月において所定の勤務時間以外の時間において四十五時間を超えて業務を行う月数について六箇月

(その他)

第三条 この規則に定めるもののほか、岡山県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から令和二年八月三十一日までの間は、第二条第二項第三号中「五箇月の期間」とあるのは、「五箇月の期間（令和二年四月以降の期間に限る。）」と読み替えて同号の規定を適用する。